

第 1 2 回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和 2 年 2 月 2 5 日 (火)

2. 招集日時 午後 1 時 3 0 分

3. 招集場所 役場 3 階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長 (10 番) 山田 一夫

会長職務代理者 (9 番) 笹山結実男

1 番 安田正一郎、 2 番 畑林 悦男、 3 番 細谷地 司

4 番 内澤 初蔵、 5 番 下谷地敦雄、 6 番 福田 光雄

8 番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1 番 坂本 武道、 2 番 木村 正司、 3 番 大久保 広

5 番 寺澤 正幸、 6 番 古里 典子、 7 番 工藤 郁子

8 番 増尾 勝男、 9 番 本田 健耕、 10 番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

7 番 苅谷 雅行

農地利用最適化推進委員：

4 番 太田 正

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主査 鶴飼 義信
主事 小林 誠、 主事 永井 重徳、 臨時職員 新井田 舞

議 長 (山田会長)

それではただいまより、第 1 2 回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

(午後 1 時 3 0 分 開会)

議 長 本日の出席農業委員は、9 名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、苅谷委員より、欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、9 名の出席となっております。

なお、太田委員より、欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので 8 番 西舘徳松委員 9 番 笹山結実男委員のお二方にお願いいたします。

日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

それでは、議案書のほうは1ページと2ページになります。

番号1から読み上げます。土地の所在ですけれど、大字〇〇第〇地割の田んぼ2, 6 6 7 m²、同じく第〇地割の田んぼ1, 5 7 5 m²、合計で4, 2 4 2 m²になります。こちらは、無償移転、親子間の贈与となります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。現地確認を古里委員と福田委員に依頼してございます。

次に番号2になります。2ページ目をお開き頂きたいと思います。こちらは、〇〇地区になります。田んぼが4筆、畑が6筆、合計10筆になります。大字〇〇第〇地割の畑が9 2 m²、同じく第〇地割の田んぼが1, 9 3 3 m²、同じく田んぼで3, 6 4 4 m²、続いて畑で3 8 4 m²、畑で2, 7 6 7 m²、田んぼで8, 9 0 8 m²、畑で1, 4 6 5 m²、畑で1, 4 1 3 m²、畑で1 5 4 m²、田んぼで7 7 8 m²、合計で2 1, 5 3 8 m²になります。こちらは、親子間の贈与での所有権移転になります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇、現地確認は増尾委員と細谷地委員に依頼してございます。

農地法第3条の関係は以上の2件となります。よろしくお願い致します。

議 長 番号1については、古里委員と福田委員に、番号2については、増尾委員と細谷地委員に、それぞれ依頼しておりますので報告をお願いいたします。

古里委員 番号1について報告します。2月17日、事務局と福田委員と私と3人で現地確認を行いました。位置、周囲の状況ですけれど国道〇号線、〇〇集落の〇〇〇〇の反対側に位置しております。東側は田んぼ、西側は道路、南側は〇〇〇〇の駐車場になっております。譲受人は農業を一生懸命やっておりますし、

全ては効率的に利用できるものと見込まれます。周辺農地の効率的、総合的な利用に支障は無いかですけれど、周辺農地はほとんど申請者の農地であり支障はないものと思われます。よって、相当であるとみますのでよろしくお願いします。

以上です。

増尾委員 番号2についてご報告を申し上げます。現地確認の月日ですけれど、2月17日に細谷地委員と私と事務局の3名で現地確認を行ってまいりました。位置・周囲の状況についてですけれど、〇〇地区内で主要地方道が通っております。〇〇商店から〇〇方面に700m程度向かった丁字路を東側へ600m程の所に申請土地、畑が6筆、田んぼが4筆、沢沿いに10筆が点在してございます。周囲はほとんどが山林あるいは原野というふうな状況になってございます。確認者の意見でございますけれど、今回の案件は親から子という親子間の贈与でありまして、受人は39歳と会社員ながら働き盛りでありますし、渡人も贈与後も積極的に手伝うとのことであります。農地の効率的利用が見込まれ周囲の支障等もないと思われます。以上のことから本件は許可相当であると考えます。

以上でございます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議が無いようなので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。

番号1から番号4まで、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書のほうは3ページからになります。3ページと4ページが議案4件で、5ページから8ページまでが位置図となってございますので、併せてご覧いただきたいと思います。加えて、別冊でこの横書きの配置図を付けております。裏表が一组になっていまして4件分あります。現地の配置図と、裏面が建物、あるいはアンテナ等の立面図になっていきますので、こちらも併せてご覧いただ

きたいと思います。

まず初めに議案書の3ページ、番号1になります。場所につきましては、大字〇〇第〇地割の畑になります。1, 067㎡のうち271.26㎡の一時転用となります。こちらは、使用貸借による一時転用の案件になります。転用の理由につきましては、携帯電話基地局の設置工事の為に資材置場、作業場所としての使用となつてございます。貸付人のほうは〇〇〇〇。借受人、事業者になりますけれどもこちらは〇〇〇〇株式会社になります。農振農用地内の場所になります。一時転用の期間につきましては、許可の日から令和2年6月30日までの計画・予定となつてございます。現地確認につきましては、増尾委員、細谷地委員に依頼してございます。

続きまして番号2。こちらと同じく携帯電話基地局の関係の一時転用となります。場所は、大字〇〇第〇地割の畑、2, 515㎡のうち144.62㎡の使用の計画となつてございます。こちらでも使用貸借での一時転用ということで、事業者、借受人になりますが〇〇〇〇株式会社、貸付人は〇〇〇〇。転用の理由は先程と同様で、携帯電話基地局の設置工事のための資材置場、作業場所ということになります。期間につきましても令和2年6月30日までの計画となつてございます。現地確認は、坂本委員と西舘委員に依頼してございます。

続きまして番号3。大字〇〇第〇地割になります。こちらは、畑、332㎡。こちらの転用は、個人住宅の建築になります。借受人が〇〇〇〇、貸付人が〇〇〇〇。借受人がお孫さんになりまして、貸付人が祖母になる関係になります。借受人が自己住宅建築の為に、当該地を無償での、使用貸借という申請内容となっております。こちらの土地は、農振農用地外で、昨年の11月22日に農振地域外に除外手続きを行つてございます。農地区分は、第1種農地と判断してございます。第1種農地の例外規定で集落接続に該当する案件としてみてございます。加えて、第1種農地ですので常設審議委員会での意見を伺う案件として予定してございます。現地確認は、木村委員と山田委員に依頼してございます。

続きまして番号4。4ページをお開きいただきたいと思います。場所は、大字〇〇第〇地割、畑で1, 915㎡になります。こちらでも一時転用での使用となります。太陽光発電設置工事に伴う現場の事務所、駐車場等として一時転用を行う内容となつてございます。借受人、事業者は〇〇〇〇株式会社、東京都の事業者になります。貸付人が〇〇〇〇。こちらは、農振農用地内になりまして一時転用として、令和3年8月までの使用計画となっています。現地確認につきましては、古里委員と福田委員に依頼してございます。

以上、農地法第5条に関する案件は4件となります。よろしくお願い致します。

議 長

ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1は増尾委員と細谷地委員に、番号2は坂本委員と西舘委員に、番号3は木村委員と私が、番号4は古里委員と福田委員に、それぞれ依頼しておりますので

ご報告願います。

増尾委員 番号1について、現地確認の報告をいたします。2月17日に細谷地委員、事務局、私の3名で現地確認を行ってございます。位置周囲の状況ですが、〇〇地区内で主要地方道から北東方向に1.2km程度の所でございます。周囲の状況は、ちょうど真ん中らへんを町道が通っております。町道を挟んで東側に渡人の自宅がございます。その道路を挟んで反対側に申請地がございます。東西南北のほとんどが山林というふうな状況になっています。確認者の意見ですが、申請地は周りを山林で囲まれ、農地への土砂流出や日照不足は考えられないと思います。農地への復元も確実性があり、特段の問題はないと思っております。よってこの申請は、許可相当であると考えます。

以上、報告とさせていただきます。

坂本委員 番号2について説明いたします。日にちは2月16日に西舘委員と事務局と私の3人で現地確認を行ってまいりました。位置周囲の状況ですが、〇〇地区の公民館より旧道を挟んで県道を〇〇方面に向かって約50m地点の所にあります。周囲の状況は南側と西側が県道、東側が崖、北側が山林となっています。周囲の状況から近くに民家・農地等はなく、位置的にも転用の妨げとなるものはありません。業務内容からも面積は必要最小限と思われます。なお、土砂の流出等を抑制する為に敷鉄板をして養生するということであり、資材崩れ防止のためストッパーを設置するという対策を行うということでもあります。参考までに申し上げますけれど、この場所に行くには、狭い農道がありますけれど、その農道は使用しないで県道より機械を使って資材とか機材を搬入することです。比較的平坦な地に敷鉄板をするだけの工事ですので、敷鉄板を撤去するだけで容易に復元可能になると思われます。よって、許可相当と思われます。

よろしく願います。

木村委員 番号3について報告いたします。2月15日に山田会長と事務局と私と3名で現地確認に行ってまいりました。これは、昨年、農振除外であがった案件です。場所は、〇〇地区内、国道の〇〇バス停の前にあり、北側が国道、西側も道路を挟んで住宅になっています。東側は貸付人の住宅で、南側は畑と田んぼとなっています。受人と渡人の関係は、借受人は孫にあたります。これまで畑として利用されてきましたが、現在の住宅が手狭ということで隣地に住宅を建設し、宅地として利用したいということです。宅地利用の土地も必要最小限であり、位置的に角地でもあり、住宅も平屋であり周辺の農地等への影響は無いと思われます。よって、この申請は許可相当と考えます。

よろしく願います。

古里委員 番号4について報告します。2月17日、事務局、福田委員、私と3名で現

地確認を行いました。位置周囲の状況ですけれど、〇〇集落の〇〇〇〇宅の土地に位置し、周囲の状況は、休耕地に囲まれています。その一部分に一時転用の申請がありました。太陽光発電事業設置工事に伴う現場事務所及び駐車場、資材置場として使用したいということです。転用により周囲の農地の被害等については、周りは貸人宅の宅地又農地であり、被害は無いものと見受けられます。転用面積が必要最小限であり確実性があると思います。一時転用の場合、農地復元の確実性が十分かということについては、工事終了後の農地の復元は確実であると思われるのでこの件は相当であると思います。

以上です。よろしくお願いします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1についてございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2についてございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3についてございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号4についてございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、すべて原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案第5号、ページ数は9ページになります。案件は3件でございます。
番号1、場所は大字〇〇第〇地割、畑、2, 886㎡になります。この3件とも利用権の設定を受ける者、借受する方ですけれど〇〇〇〇となつてございます。番号1の利用権を設定する者、貸付を行う方ですけれど〇〇〇〇。畑を10年間の賃貸借での契約となります。期間は令和12年2月まで。賃貸料は年額1万円となります。こちらにつきましては、一度貸し借りがあったわけで

すけれど、期間が切れまして再度設定するという事で利用権貸借を結ぶということになってございます。

同じく番号2、場所は大字〇〇第〇地割、畑が2筆になります。1, 370㎡、1, 713㎡の2筆分となります。利用権を設定する方、貸付人ですけれど〇〇〇〇となります。こちら一度貸借をしていたんですが、再設定を行うという内容になります。こちらは、使用貸借、無償での貸借となりまして10年間となっております。

番号3、大字〇〇第〇地割、畑、9, 319㎡。こちらは、新規となっております。利用権を設定する者、貸す方は〇〇〇〇、〇〇市在住となっております。こちらは、畑を5年間賃貸借での利用権設定ということで年額3万円ということとなっております。

現地確認は、いずれも古里委員、福田委員と事務局で行っております。

以上の3件となっておりますのでよろしくお願いします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。
番号1から番号3まで一括でご意見を伺いたいと思います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第3号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

議 長 続きまして、協議事項に移ります。
協議事項1、農業委員会の法令遵守の申し合せ決議について、事務局より、説明いたします。

事務局 それでは、協議事項1と左上に書かれた2枚綴りの用紙をご覧いただきたいと思います。こちらは、先月の総会の際にお話しさせていただきましたが、全国的な農業委員会の不祥事等ございまして、各農業委員会での決議をしてくださいと全国農業会議所より要請が来ていた件で、今回協議事項として決議をしようとするものでございます。この内容につきましては、総会の中で議事録に残す形で協議をしていただきたいという内容でございましたので、一度総会を閉ざさずに続けて協議として行いたいと思っておりますのでよろしくお願いします。資料の1枚目が決議案となります。その後ろの方が会議所のほうから来た要請文書等になりますので、こちらは前回と同じ内容となっております。協議事項の決議案のほうを読み上げたいと思いますのでよろしくお願いします。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する債務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可

に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用は当然のこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合せ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上につきまして、軽米町農業委員会として決議をしたいということで、提案をさせていただきますのでご協議をよろしくお願いします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
 笹山委員。

笹山委員 12月の農業委員会総会で出された内容は、どういう形で行われたのか。賄賂をもらったからと言って、会長の権限で操作が出来ることなのか。

事務局 12月の総会の時に、一度、新聞記事等も提供させていただきました。賄賂をもらって、便宜をはかって、その案件を通したという内容でしたけれど、そういうことが実際出来るかどうかということについては、通常は農業委員会総会にはかって通して進めなければなりませんので、なかなか難しいとは思いますが、実際行われていたのが1件ではなく複数あったと新聞のほうに記事がついていましたので、それを受けて全国農業会議所で都道府県を通じてこういった要請をしているということになってございます。

議 長 委員会自体が形骸化されていたということでしょうね。ちゃんとやっていなかったから、そういうことが通ったということでしょうね。ろくにやっていなかった、又は形だけとか。

事務局長 委員が集まって、総会が成立をして、議決されているのであれば、1人でなくてみんなの責任になると思われる。

(「全体の責任になる」という声あり)

議 長 あとございますか。無ければ、決議するということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

議 長 それでは、決議されました。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。
これをもって、第 1 2 回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 2 時 4 分 閉会)